消請**求事件** 固定資産評価審査決定取

要旨:伊東

健次

日判決 破棄差戻し 最高裁判所二小 平成24年 平成25年7月12 (行ヒ) 第79号

審 不明

一審 第336号 10月20日判決 東京高等裁判所 平成22年 (行コ) 平成23年

行政敗訴

であり、かつ、当該土地の基準年 して一般的な合理性を有するもの 法が適正な時価を算定する方法と 用される評価基準の定める評価方 あり、また、評価対象の土地に適 定は違法となるものというべきで にかかわらず、その登録価格の決 しての適正な時価を上回るか否か る当該土地の客観的な価値基準と を上回る場合には、 評価基準によって決定される価格 た基準年度における土地の価格が 固定資産税課税台帳に登録され 同期日におけ

換価値としての適正な時価を上回 日における当該土地の客観的な交 事情が存する場合であって、 に算定することができない特別な 方法によっては適正な時価を適切 するものではなく、 方法としては一般的な合理性を有 評価方法が適正な時価を算定する れを上回るものではないが、その るときであるか、 法に従って決定された価格を上回 用される評価基準に定める評価方 当該登録価格が、 ける登録価格が違法となるのは、 地の基準年度の係る賦課期日にお 相当であり、 回るものではないと推認するのが 交換価値としての適正な時価を上 期日における当該土地の客観的な 以上に鑑みると、土 あるいは、 ①当該土地の適 又はその評価

2

【関連法規

るときであるということができる。

地方税法388条1 固定資産評価基準 403条1項

その評価方法によっては適正な時 い特別の事情の存しない限り、 価を適切に算定することのできな ない場合には、 その登録価格 は

判

決

至 文

破棄する。 原判決中上告人に関する部分を

高等裁判所に差し戻す。 前項の部分につき、本件を東京

由

理

4について 告受理申立て理由第3及び第4 上告代理人X、 同 Y、 同 Z の・

して、 分建物 された上記敷地権の目的である各 被上告人を相手に、その取消し等 件決定」という。)を受けたため これを棄却する旨の決定(以下「本 に対し審査の申出をしたところ 会(以下「本件委員会」という。 土地の平成21年度の価格を不服と より決定され土地課税台帳に登録 税義務を負う上告人が、 を共有し、その敷地権 を求める事案である。 1項9号)に係る固定資産税の納 D市固定資産評価審査委員 本件は、 (不動産登記法2条22号) 東京都D市内の区 (同法44条 D市長に

同期

原審の確定した事実関係等

決定された価格を上回るものでは 登録価格がその評価方法に従って 度における係る賦課期日における

一概要は、 次のとおりである。

にそれぞれ制限されて

いる

(同条

という。) である。 的である土地の表示) である土地が同目録 共有している。この敷地権の目 記載の区分建物及びその敷地権を 物件目録(専有部分の建物の表示 し9の各土地 (以下 を登記名義人として、原判決別紙 (1) 上告人及びAは、上告人 本件各土地 (敷地権の目 記載1ない 的

び5の各土地の課税対象部分。以 である土地の表示) 定の第一種中高層住居専用地域と 敷地等であり、 ついては、上記都市計画において、 所定の「一団地の住宅施設」であ いて定められた同法11条1項8号 200%である(同条3項2号イ、ハ)。 定められている。 おいて都市計画法8条1項1号所 の敷地である原判決別紙課税明 (2) 本件各土地を含む一帯 い率が20%に、 団地は、 い率は60%、 録記載1ないし3の各土地 紙物件目録 共同住宅であるE団地 本件各土地のうちE団 地部分」 D市の都市計画にお D市の都市計画に 当該地域の指定 (敷地権 指定容積率は 容積率が80 記載1、2及 という。) に の目 的

> 当たりの価格は16万4560円で 6372円であり、これらの1 3の土地については25億9418万 は2億5557万4844円、 6 1 6 6 円、 土地については26億0357万 原判決別紙課税明細目録記載1 件敷地登録価格」という。) 分につき登録された価格(以下 に登録した。このうち本件敷地部 格を決定し、これを土地課税台帳 基準年度に当たる平成21年度の ついて、地方税法341条6号の 同法施行令6条1項7号)。 D市長は、 同2の土地につい 本件各土地 は 本 同 7 $\overline{\mathcal{O}}$ m²

すべきものとした。 下において、 を棄却する旨の本件決定をした。 件委員会は、上告人の審査の申出 して審査の申出をしたところ、 の制限を適切に考慮していないと 上記(2)の建ペい率及び容積率 税台帳に登録された価格につき、 各土地に係る平成21年度の土地課 2日頃、本件委員会に対し、 (4) 上告人は、 上告人の請求をいずれも棄却 原審は、 要旨次のとおり判断 上記事実関係等の 平成21年7月 本

> ある。上告人は、 取り消すこととなると解すべきで 固定資産評価審査委員会の決定を を没却することとなるような重大 り結論に影響がなくても違法とし 手続に不服審査制度の根幹に関わ 資産評価審査委員会の審査決定の るべきものであり、 るかどうかが審理判断の対象とな 格が適正な時価を超えた違法があ 固定資産課税台帳に登録された価 しの訴えにおいては、 資産評価審査委員会の決定の取 な手続違反があった場合に限り、 て取り消されなければ制度の趣旨 地方税法434条に基づく固定 本件敷地登録価 例外的に固定 原則として

> > 違法となることはない。

必要かつ十分である。 超えているかどうかを検討 張するに帰するものであるから された価格とはいえない旨主張す 価基準」という。)によって決定 項の固定資産評価基準(以下「評 くの誤りがあり、 の適正な時価の評定の誤りなど多 格につき、その決定には標準宅地 本件敷地登録価格の決定の適法性 正な時価を超えた違法があると主 違反を主張するものではなく、適 るが、それは、上記の重大な手続 判断に当たっては適正な時価を 同法388条1

> から、 録価格を上回るものと認められる 地部分の適正な時価は本件敷地 21年度の賦課期日における本件 般の事情を総合考慮すると、 各鑑定意見書により認められる諸 は、上告人と被上告人が提出した そして、 本件敷地登録価格の 本件敷地部分に関して 決定が 平成

すなわち、 な時 その理由は、 判断は是認することができな る登録価格が同期日における当該 うと解される。 に成立する当該土地の取引価格 適正な時価とは、 条1項)、 れらの台帳に登録された価格 台帳に登録されたもの(以下、 で土地課税台帳又は土地補充課税 年度に係る賦課期日における価格 税の課税標準を、当該土地の基 対して課する基準年度の固定資 (341条5号) ところ、 |登録価格||という。|)とし(349 基準年度に係る賦課期日におけ 地の客観的な交換価値を上 $\widehat{1}$ 価 しかしながら、原審の上 上記の価格とは をいうと定めている 客観的な交換価値を 地方税法は、 次のとおりである。 したがって、土地 正常な条件の下 土地に 上記 「適正 0 を

税においてこのような全国一律 これを受けて全国一律に適用され 旨等に鑑みれば、 後数次の改正が行われている。こ 告示第158号が定められ、その る評価基準として昭和38年自治省 年6月26日第一小法廷判決参照)、 あると解され(前掲最高裁平成15 ることを要するものとする趣旨で 評価の均衡を図り、 格を決定しなければならないと定 評価基準によって、 法及び手続を総務大臣 評価の基準並びに評価の実施の方 決・民集57巻6号723頁参照)。 なる (最高裁平成10年 価格は評価基準によって決定され 衡を解消するために、 る者の個人差に基づく評価の不均 る評価によって、各市町村全体の 全国一律の統一的な評価基準によ めている(403条1項)。これは、 1月5日以前は自治大臣。以下同 産税の課税標準に係る固定資産の 41号同15年6月26日第一小法廷判 らの地方税法の規定及びその趣 (388条1項)、 の告示に係る評価基準に委 地方税法は、 固定資産税の課 評価に関与す 固定資産の価 市町村長は、 固定資産の (平成13年 (行ヒ) 固定資 0

> は、 土地 ものというべきである。 その登録価格の決定は違法となる 価を上回るか否かにかかわらず、 観的な交換価値としての適正な時 て決定される価格を上回る場合に おける登録価格が評価基準によっ ということができる。したがって、 が地方税法上保護されるべきもの との多寡の問題とは別にそれ自体 価を受ける利益は、 の基準年度に係る賦課期日に 同期日における当該土地の客 的な評価基準に従って公平な 適正な時価

その登録価格の決定は違法と

きない特別の事情の存しない限 な時価を適切に算定することので は、 のでない場合には、その登録価格 従って決定された価格を上回るも ける登録価格がその評価方法に 地の基準年度に係る賦課期日にお 有するものであり、 する方法として一般的な合理性を める評価方法が適正な時価を算定 の土地に適用される評価基準の定 あること等からすると、 に係る評価基準に委任したもので 的な基準の定めを総務大臣の告示 を算定するための技術的かつ細目 産税の課税標準に係る適正な時価 ウ その評価方法によっては適正 そして、 地方税法は固定資 かつ、 評価対象 当該土

> 年 年 231号57頁参照)。 5日第二小法廷判決 210号283頁、 18日第二小法廷判決·裁判集民事 るのが相当である(最高裁平成11 価を上回るものではないと推認す ŋ 的な交換価 (行ヒ)第179号同21年6月 (行ヒ) 同期日における当該土地の 第182号同15年7月 値としての適正な時 最高裁平成18 裁判集民事

同期日における当該土地の客観的 の推認が覆される場合)であって、 きない特別の事情が存する場合 な時価を適切に算定することので 又はその評価方法によっては適正 な合理性を有するものではなく、 時価を算定する方法として一般的 はないが、その評価方法が適正な あるいは、 法に従って決定される価格を上回 用される評価基準の定める評価方 当該登録価格が、 録価格の決定が違法となるのは、 準年度に係る賦課期日における登 るということができる。 上回るとき(上記アの場合) な交換価値としての適正な時価を るとき(上記イの場合)であるか (上記ウの推認が及ばず、 工 以上に鑑みると、 ②これを上回るもので ①当該土地に適 土 又はそ 一地の基 であ

> 得ず、この違法は原判決の結論に 理不尽の違法があるといわざるを 誤った結果、上記の点について審 場合に関する法令の解釈適用を りこれを不要であるとしてこの点 制限に係る評価基準における考慮 2(2)の建ペい率及び容積率の たっては、 件決定の適法性を判断するに当 影響を及ぼすことが明らかである。 地の登録価格の決定が違法となる い。そうすると、原判決には、 についての審理判断をしていな あるところ、原審は前記3のとお ての審理判断をすることが必要で の要否や在り方を含む。)につい エ①の場合に当たるか否か の審理判断とは別途に、上記(1) き、適正な時価との多寡について 価格の決定及びこれを是認した本 たところによれば、 2 ア 本件敷地登録価格につ 上 記 1 本件敷地登録 に説 (前記 示し 土

有するものであるか、その評価方 ところによれば、上記(1)エ でところによれば、上記(1)エ ところによれば、上記(1)エ において適用される評価基準の定 める評価方法が適正な時価を算定 める評価方法が適正な時価を算定

ると、 を上回 によらずに認定した本件敷地 裁判官千葉勝美の補足意見がある に差し戻すこととする。 上 かである。 わざるを得ず、 としており、 該登録価格 をすることが必要であ 情があるか等につ 記4)適正 添審は、 分は破棄を免れ 趣旨を 結論に影響を及ぼ ても審理不尽の違法があると 審理判断をし よって、 V 5 ・主文のとおり て更に 原 補足意見は省略 記部 原判決には、 判決のうち上告人に関する 以上によ ることのみを理由として当 な時価が本件敷地登録価 2 いうも 前記3のとおり評 裁判官全員 分につき、 0 審 これら ア及びイの 決定は違法では 理 していな のとして理 れ この違法も原判 判決する。 を尽くさせるた ば、 e V ない。 上記 ての すことが の点につ 本件を原 論旨は 61 るとこ 審理 各点等に 致 そし 0) そう 亩 点に 猫 0 なお、 意見 が 上 明 11 な 部 基 剕 て、 ろ、 す あ 決 0 7 格 分 準 記 13

コラム 十任十色

絵馬

町役場の福山総務課長は、毎年正月に、小さな絵馬を神 社に奉納する。地域の氏神様であるが、絵馬が有名でそれ を見にわざわざ遠くから初詣客が来る。町にとっては重要 な観光資源だ。

それだけに、福山は自身も欠かさず絵馬を奉納している。 今年の干支は午である。午に因(ちな)んだ願い事を皆が 考えてくる。福山も多聞にもれずネットで馬を調べた。そ して、「馬のように350度の視野を持って事にあたれるよう に」と、午は十二支の真中で太陽の真上に来る時が正午だ と言うから「正午の輝きの年になりますように」の2つを 思いついて、どちらにしようか除夜の鐘を聞くまで迷って いた。

年の明けるのを待ちながら、炬燵で熱燗をちびりちびり やって絵馬に書く下手な絵柄と願い事をあれやこれや考え るのが、ここ何年かの福山の楽しいひと時であった。もち ろん、そうしている中で、過ぎ去った1年間の出来事を思 い出し反省もすれば、したり顔でほほ笑みもする。来る年 の町役場や家族の行事に思いを馳せてもみる。

だから、楽しい。そして、新年を実感できる。

人口2万人足らずの山と田畑しかない町である。 高齢化 は着実に進行していて65歳以上が30%を占める。もともと 長寿の村で健康な高齢者が多いのが救いであるが、近年は 老老介護の家が増えてきた。

それで、今年傘寿を迎える町長のスローガンは就任以来、 「町民がみんな健康で長生きできる町づくり」である。こ の町では、総務課長は本来の人事労務、業務管理はもちろ んのこと、政策企画から秘書業務までのなんでも屋である から、具体的な施策を毎年提案しなければならない。

主に、観光客誘致のイベント企画を求められる。若い頃、 東京で小さな広告宣伝会社に勤めていた経験があるからだ ろう。

これも、絵馬の構想中に浮かんでくる。昨年は「奉納神 社踊り大会」であった。盆踊りシーズンに、重要な観光資 源である氏神神社の境内を舞台に近在の若者に新旧好きな スタイルでの盆踊りを競わせる大会を催した。それを神事 に掛けて奉納神社踊りと銘打ったわけである。

大会そのものは老齢町民の健康増進とはあまり結びつか ないが、そのための準備や選考会などを各地域ごとに村の 長老チームを組んで行ったから、それが結構心身ともに若 返る効果があったと評価された。実際は、腰が痛いだの、 足が冷えて攣っただのと大騒動ではあったが、近頃ブーム の「何とか連」が面白がって参加してくれたおかげで、確 かにそれなりに盛りあがった。

今年は午年だからと言って、流鏑馬大会というわけにも いかない。それは準備が大変でおいそれと簡単にはいかな いし、「町民の全体参画と身体動かし」につながりにくい。 費用の捻出やスポンサー探しも難しい。

あれはだめか、これはどうだの1人ブレーンストーミン グの果てに、福山は「大絵馬コンテスト」を思いついた。 畳三畳ほどの大絵馬を奉納してもらうのだ。これなら干支 にも因むし、だいいち絵馬神社の愛称を持つ氏神さんにも ぴったりだ。絵馬の下地作りから選考まで、老人パワーが 駆けまわることになる。

新年の仕事始めはこの企画書づくりだな。

こうして福山は年越しの宿題をなんとかこなし、ちびり 酒も年も尽きたところで、自分の絵馬のデザインを決めた。 やはり総務課長らしく「350度の視野」にして、大目玉の 馬頭を描こう。

静かな山の町で1人の公務員の午年が始まる。

(新戸 拓)

法によ

0

ては

適

な時

価を 13

適

算定することの

できな 正

、特別

0 切

事